

柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス事業実施要綱（以下「旧介護予防訪問介護相当サービス実施要綱」という。）第6条、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における旧介護予防通所介護に相当する通所型サービス事業実施要綱（以下「旧介護予防通所介護相当サービス実施要綱」という。）第6条、柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA事業実施要綱第7条及び柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービスA事業実施要綱第6条の規定により、指定事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者をいう。以下同じ。）の指定等について必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第115条の45の5第1項に規定する指定の申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、法第115条の45の5第1項に規定する指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者の指定をしないものとする。

- (1) 申請者が法人でないとき。
- (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員の数が、旧介護予防訪問介護相当サービス実施要綱第4条、旧介護予防通所介護相当サービス実施要綱第4条又は柏原市介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA事業及び通所型サービスA事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「基準要綱」という。）を満たしていないとき。
- (3) 申請者が、基準要綱に従って適正な事業の運営をすることがで

きないと認められるとき。

- (4) 申請者の役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (5) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第35条の2各号に掲げるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (6) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令第35条の3各号に掲げるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (7) 申請者が、保険料等（法第70条第2項第5号の3に規定する保険料等をいう。以下同じ。）について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（法第70条第2項第5号の3に規定する保険料等の全てをいう。）を引き続き滞納している者であるとき。
- (8) 申請者が、法第115条の45の9第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮した結果、当該指定事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。
- (9) 申請者と密接な関係を有する者（法第70条第2項第6号の3に規定する申請者と密接な関係を有する者をいう。）が、法第11

5 条の 4 5 の 9 第 1 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実に関して当該指定事業者が有していた責任の程度を考慮した結果、当該指定事業者が当該指定取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除く。

- (10) 申請者が、法第 1 1 5 条の 4 5 の 9 第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 1 5 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「省令」という。）第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、法第 1 1 5 条の 4 5 の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 1 1 5 条の 4 5 の 9 第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日から 1 0 日以内に、検査日から起算して 6 0 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に省令第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- (12) 第 1 0 号に規定する期間内に省令第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前 6 0 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。
- (13) 申請者が、指定の申請前 5 年以内に法第 2 3 条の居宅サービス

等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(14) 申請者が、柏原市暴力団排除条例（平成25年柏原市条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団、同条第7号に規定する暴力団員又は同条第8号に規定する暴力団密接関係者であるとき。

(15) 申請者の役員等のうちに第5号から第8号まで又は第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、当該事業者を指定することにより、柏原市介護保険事業計画（柏原市が定める法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。）に規定する地域支援事業に係る計画量を超過する場合その他の市における地域支援事業の円滑かつ適切な実施に際し支障が生じる場合においては、当該事業者の指定を行わないことができる。

（変更の届出）

第3条 指定事業者は、次の各号に掲げる事項を変更する場合は、当該変更があった日から10日以内に変更届出書（様式第2号）により届け出るものとする。

- (1) 事業所の名称
- (2) 事業所の所在地
- (3) 申請者の名称
- (4) 主たる事務所の所在地
- (5) 代表者の氏名、住所及び職名
- (6) 事業所の建物の構造、専用区画等（当該事業に関するものに限る。）
- (7) 事業所の管理者の氏名及び住所
- (8) 運営規程
- (9) 定員
- (10) その他市長が必要と認める事項

（廃止等の届出）

第4条 省令第140条の62の3第2項第4号の規定による届出は、廃止・休止届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 指定事業者は、省令第140条の62の3第2項第4号の規定に

よる事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前1月以内に当該事業のサービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該事業のサービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な事業のサービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）、第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）の実施者、他の事業を実施する者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

- 3 指定事業者は、省令第140条の62の3第2項第4号の規定により休止している事業を再開した場合は、当該再開の日から10日以内に再開届出書（様式第4号）により届け出るものとする。

（指定の有効期間）

第5条 省令第140条の63の7に規定する市町村が定める指定事業者の指定の有効期間は、6年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号にかかげる指定事業者の指定有効期間は、当該各号に定める期間とすることができる。

（1）柏原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「総合事業実施要綱」という。）第3条第1号アに規定する第1号訪問事業と法第8条第2項に規定する訪問介護を一体的に運営する指定事業者の指定有効期間 当該訪問介護の指定有効期間

（2）総合事業実施要綱第3条第1号イに規定する第1号通所事業と法第8条第7項に規定する通所介護又は法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）を一体的に運営する指定事業者の指定有効期間 当該通所介護等の指定有効期間

（指定の更新の申請等）

第6条 法第115条の45の6第1項に規定する指定の更新の申請は、介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定更新申請書（様式第5号）により行うものとする。

- 2 第2条第2項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用す

る。

(事業者情報の提供)

第7条 市長は、第2条から前条までの指定、届出の受理又は指定の更新（以下この条において「指定等」という。）をしたときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対して、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 指定等の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (3) 指定年月日及び指定更新年月日並びに指定有効期間満了日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

(その他の事項)

第8条 この要綱に規定するもののほか、指定事業者の指定等について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
(指定等を行うために必要な準備)
- 2 指定事業者の指定等について必要な手続きは、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。